

スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金交付要綱

令和3年(2021年)4月1日
滋賀県教育委員会

(通則)

第1条 スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)ならびに滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、教員の業務支援を図り教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制の整備および教員の「働き方改革」の実現を図ることを目的として、スクール・サポート・スタッフを市町立の小学校、中学校、義務教育学校に配置する市町に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助する。

(交付の対象及び補助額)

第3条 滋賀県知事(以下「知事」という。)は、スクール・サポート・スタッフを配置する事業(以下「補助事業」という。)を市町(以下「補助事業者」という。)が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業に係る補助対象経費および補助金の額は、別記に定めるところによる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、知事が別に定める期日までに別紙様式1による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査のうえ、交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容またはこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に補助金交付決定通知書とともにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ別紙様式3による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更がない場合には、この限りではない。

2 知事は前項の承認をする場合においては、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができるものとする。

(補助事業の中止または廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときはその旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を記載した書面を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行および支出状況について報告を求め、またはその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(中止または廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1か月を経過した日または当該年度の3月25日のいずれか早い日までに別紙様式5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について、知事の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式6により補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第8条の補助事業の中止または廃止の申請があった場合および次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

(1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、交付規則、その他の法令、規則もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還および前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の交付)

第14条 補助金の交付は原則として精算払とするが、知事が、補助金の交付の目的を達成するうえで必要と認められた場合は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式7による補助金概算
払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業
の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収
支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止または廃止の日の属する年度の翌年度から
5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書ならびに決算書における計
上科目および科目別計上金額を明らかにする別紙様式8による補助金調書を作成してお
かなければならない。

(標準処理期間)

第17条 第5条の規定による補助金の交付の決定は、第4条の規定による申請があった日
から起算して30日以内に行うものとする。

2 第12条の規定による補助金の額の確定は、第11条の規定による実績報告があった日
から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の
取下げ、第7条の規定に基づく計画変更の申請、第8条の規定に基づく補助事業の中止ま
たは廃止の申請、第9条の規定に基づく事業遅延の届出、第10条の規定に基づく状況報
告、第11条の規定に基づく実績報告、第14条の規定に基づく支払請求については、滋賀
県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）
第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第19条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金に適用する。

別記（第3条関係）

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>主として、教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的として、卒業生の保護者など地域の人材を公立の小学校、中学校、義務教育学校に市町が配置する事業</p>	<p>左記の事業実施に要する経費のうち、次の経費</p> <p>報酬（社会保険料（本人負担分に限る）を含む。）</p> <p>期末手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）</p> <p>委託費</p>	<p>補助対象経費の2/3以内の額</p> <p>※ 補助金の算定にあたり1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>